総社市告示第15号

総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付事業実施要綱(平成23年総社市告示第34号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
- (1) 夫婦 戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条の規定による届出を行った夫婦若しくは外国人にあっては住民票の写し等により婚姻が確認できる夫婦又は婚姻の届出をしていないが,事実上婚姻関係と同様の事情にある両者をいう。
- (2) 医療機関 <u>岡山県不妊治療指定医療機関指定基準及び指定要領</u>(平成 16年8月2日県対第55号)により岡山県が指定する医療機関(他の 都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長が指定した医療 機関を含む。)をいう。

(3) 略

(助成金の額等)

第5条 1回の特定不妊治療(採卵準備のための投薬開始から1回の体外受精又は顕微授精に至るまでの治療過程をいう。以下この条において同じ。)に対する助成金の額は、給付対象治療に要する治療費等の額から県要綱第5条<u>及び第5条の2</u>の規定による1回の特定不妊治療に対する助成金に相当する額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。

正

前

改

- (1) 夫婦 戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条の規定による届 出を行った夫婦<u>又は</u>外国人にあっては住民票の写し等により婚姻が確 認できる夫婦をいう。
- (2) 医療機関 <u>岡山県不妊治療指定基準及び指定要領</u>(平成16年8月2日県対第55号)により岡山県が指定する医療機関(他の都道府県知事 又は政令指定都市若しくは中核市の市長が指定した医療機関を含む。) をいう。

(3) 略

(助成金の額等)

第5条 1回の特定不妊治療(採卵準備のための投薬開始から1回の体外受精又は顕微授精に至るまでの治療過程をいう。以下この条において同じ。)に対する助成金の額は、給付対象治療に要する治療費等の額から県要綱第5条<u>第1項、第3項及び第4項</u>の規定による1回の特定不妊治療に対する助成金に相当する額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額以内の

改 正 後	改 正 前
ただし、1回の特定不妊治療につき10万円を限度とし、その額に1、00円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	額とする。ただし、1回の特定不妊治療につき10万円を限度とし、その 額に1、000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとす る。
<u>様式第2号(第7条関係)</u> (別紙のとおり)	様式第2号(第7条関係) 略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付事業実施要綱第2条及び第5条の規定は、令和3年1月1日以降に治療を終了した特定不妊治療について適用し、同日前に治療を終了した特定不妊治療については、なお従前の例による。

様

総社市長

印

総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付(不給付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった総社市不妊に悩む方への特定治療助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定內容	給付	不給付	
	給付決定額 (振込予定日	年 月 日)	円
不給付の理由			